

航空障害灯等に係る規制緩和

- ・昭和35年 60m以上の高さの物件の設置者に対する航空障害灯及び昼間障害標識(赤白の交互塗色)義務化(航空法改正)
- ・昭和55年 高光度航空障害灯(ストロボライト)で150m以上の鉄塔等の昼間障害標識代替を可能に(省令改正)
- ・平成12年 都市再開発等での高層建築物の急増などを踏まえ、規制緩和の検討に着手するとともに、同年、従来の高光度航空障害灯に加え、中光度白色航空障害灯(ストロボライト)に係る基準を制定し、150m以下の物件の昼間障害標識代替を可能に(省令改正:図1)
- ・平成13年 高層ビル等への航空障害灯設置数を大幅に減少させることを可能とする規制緩和(省令改正:図2)

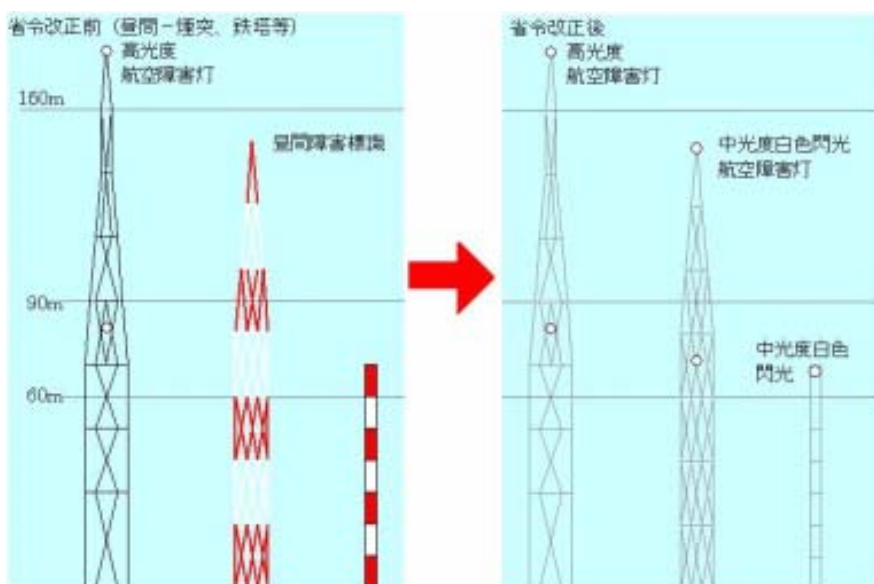
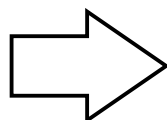


図1: 鉄塔等への昼間障害標識の免除(代替措置の導入)



旧基準
(H13.7以前)

新基準
(H13.7以降)

図2: 都市部ビル等建物への航空障害灯設置数の削減